

## 国際大学内部質保証方針

2023年11月15日制定

2024年5月22日改正

本学における建学の理念及び使命・目的の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、本方針及び実施体制を定める。

### 1. 内部質保証の方針

建学の理念、使命・目的及びそれらを踏まえて策定された各種計画・方針等に基づき行われる教育研究活動をはじめとする大学運営全体を点検・評価し、その結果を改善に結びつけることにより、大学の教育研究の質とそれを支える環境を継続的に向上させる PDCA サイクルを推進する。

また PDCA サイクルの継続的な取り組みが内部質保証の方策として実質的に機能しているか定期的に検証し、必要に応じて、PDCA サイクルの実施方法を改善することにより、本学の教育研究及びその環境の組織的・継続的な改善に結びつける。

### 2. 内部質保証推進体制

本学の内部質保証は①機関レベル、②教育課程レベル、③科目レベルの3階層でそれぞれに行うものとする。各階層において質保証に責任を負う者または組織、及び内部質保証推進プロセスは別紙1「国際大学の内部質保証に関わる PDCA サイクル」のとおりとする。

各階層における点検・評価の結果は上位階層に報告され、機関レベルで実施する自己点検・評価活動に集約される。本学の自己点検・評価活動は次の組織により実施される。

#### <組織>

内部質保証を推進するため、大学に「①自己点検・評価の結果から改善事項の監理を行い、内部質保証推進に責任を負う」組織と「②自己点検・評価を企画・実施する」組織を置く。

#### ① 運営委員会

学長のもとに「運営委員会」を設置し、内部質保証推進に責任を負う組織として位置付ける。運営委員会は、自己点検・評価の結果から改善事項を特定・監理し、改善活動の結果を客観的に点検・評価することにより学長による PDCA サイクルの推進を支援する。

## ② IR 及び自己点検・評価委員会

運営委員会のもとに「IR 及び自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という）」を設置し、自己点検・評価を企画・実施する組織として位置付ける。自己点検・評価委員会は本学における教育研究活動及び管理運営機能について全学的観点から点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）を運営委員会に提出する。

なお、学長は、各種計画・方針等に基づき大学運営を実行する責任者として、運営委員会の議長及び自己点検・評価委員会の委員長を務め、本学の内部質保証最高責任者として、内部質保証体制の機能性を監督し、PDCA サイクルを推進する。

## 3. 内部質保証の有効性と客観性の担保

本学における内部質保証に対する取組（PDCA サイクル）の有効性及び自己点検・評価活動の客観性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外の有識者を構成員とする外部評価委員会を設置する。

外部評価委員会は学長からの依頼により本学が行う内部質保証の有効性等を点検評価し、その結果を外部評価報告書にまとめ学長に提出する。学長は外部評価委員会からの改善指摘事項について、本学の内部質保証体制及び自己点検・評価に反映させるための検討、対応を図ることとする。